

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策8 消防・救急体制の充実						
(1)消防力の充実・強化						
宇部・山陽小野田消防組合分担金支払事業			山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための負担金支払事業である。	R4以前～ R12以降	972,125	消防課
消防車両等整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防車両の更新及び新規導入事業に対し、分担金を支払う。 消防組合で使用している消防車両の中には老朽化による性能低下が著しく、各消防活動に支障をきたしている車両がある。そのため、計画的に消防車両を更新し、市民の安心、安全を確保する。 令和7年度については消防ポンプ自動車(埴生出張所)を購入するとともに、救助工作車(小野田消防署)及び水槽付消防ポンプ自動車(小野田消防署)の更新に向けて基金積立を行う。	R4以前～ R12以降	357	消防課
消防資機材整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防用ホースや防火衣等の消防資機材の整備事業に対し、分担金を支払う。 老朽化の著しい消防資機材を計画的に更新するとともに、新たに必要となる消防資機材の購入を行い、市民の安心、安全を確保する。 令和7年度は、防火服、消防用ホース、空気ボンベ等の更新を行う。	R4以前～ R12以降	5,855	消防課
消防庁舎等整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防庁舎改修等の施設整備事業に対し、分担金を支払う。 宇部・山陽小野田消防組合が使用する庁舎等で、老朽化が著しく、不具合が生じている庁舎を改善し、防災拠点を整備する。 令和7年度は、消防局旧指令センター改修工事、山陽消防署及び消防局の蛍光灯照明のLED化改修工事、山陽消防署埴生出張所及び宇部西消防署の庁用備品購入を行う。	R4以前～ R12以降	13,116	消防課
公債費元利償還事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施した過年度の事業に伴う公債費の償還に対し、分担金を支払う。 返済金額を基準財政需要額割又は両市協議による負担割で定め、特別分担金に計上する。	R4以前～ R12以降	65,146	消防課
消防ネットワーク再構築事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防ネットワークの運用・管理事業に対し、分担金を支払う。 消防組合のネットワークは、市民サービスに直結する指令システム、無線システムに使用されているほか、消防組合全体のシステム稼働をする上で必要不可欠なインフラであり、そのネットワークの回線使用料やデータセンター借上げ料等を支払うもの。	R4以前～ R11	4,266	消防課
消防指令センター更新事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防指令センターの更新事業に対し、分担金を支払う。 宇部・山陽小野田消防組合が管理・運営する消防指令センターは、機器の耐用年数や保守限界期限等に併せて10年目を目途に消防指令システム・消防救急デジタル無線設備の全体更新を行う必要がある。 万が一、老朽化による不具合が発生しシステムが停止した場合、迅速かつ適切な災害対応ができず、市民全体に多大な不利益を与えることになり兼ねないため、消防指令センターの全体更新を実施し、通信指令業務の充実強化を図る。 令和7年度は、令和6年度に引き続き、消防指令システムや消防救急デジタル無線の更新を行う。	R5～ R7	1,137	消防課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
救急医療情報システム整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する救急医療情報システムの新規整備に対し、分担金を支払う。 消防組合管内を含む山口県宇部・山陽小野田・美祢医療圏内では、医師不足、医師の高齢化並びに令和6年4月施行の「医師の働き方改革」等により、救急受け入れが困難になる事例が増えており、加えて年々増加する救急件数に対応する救急隊員の負担が増え、救急搬送時間が伸びている状況である。 これらの状況を改善するため、DX化された救急医療情報システムを整備することで、救急患者情報を搬送先病院に今までより迅速、確実に伝えたとともに、管内病院のリアルタイムの救急受入状況を可視化して救急医療体制の充実、向上を図る。	R6～ R7	5,791	消防課
消防水利施設整備事業 (水道管路更新に係る消火栓改良)			水道局が実施する老朽化した水道管の管路更新に合わせ、更新範囲にある消火栓の改良工事を実施していく。令和7年度は20基の消火栓改良工事を予定している。	R4以前～ R12以降	23,633	消防課
塙生出張所整備事業			山陽消防署塙生出張所は老朽化が著しく、雨漏りも酷く防災施設としての適性を欠いているため、新たに塙生出張所を建設するものである。 令和3年度に基本設計、造成設計、令和4年度に実施設計、地質調査、土地造成1期、令和4～5年度に土地造成2期、事前家屋調査、令和5～6年度に庁舎建設、令和6年度に解体工事設計、擁壁基礎工検討、令和6～7年度に外構工事1期、令和7年度に解体工事、令和8年度に外構工事2期、事後家屋調査を行う。	R4以前～ R8	46,138	消防課
(2)消防団活動の推進						
消防団活動の活性化事業			消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。よりよい活動を行うため、年額報酬、出勤報酬等の支給、消防団車のデジタル無線保守、安全装備品の更新等を行う。	R4以前～ R12以降	62,526	消防課
消防団装備改善事業	1-(2)		消防団が使用する被服や装備品などの消防資機材について、老朽化が進んでいるものや規格が変わったもの、新たに必要となったものについて、計画的に更新、整備していく。 現在使用している消防団の防火服は、表面素材の難燃性能も低く、透湿性能が少ないものを使用している。昨今の異常気象等により、消防活動中における熱中症対策は極めて重要である。また、消防団員の活動中の二次災害を防ぐためにも性能の優れた新型の防火服が必要であることから、3年計画で新型のものに更新していく。	R4以前～ R12以降	6,476	消防課
消防団機庫修繕事業			市内の消防団機庫の中で老朽化が著しく、雨漏り等により防災施設として適正を欠いている機庫の修繕工事を実施し、防災施設として充実強化を図る。 令和7年度は、須恵分団機庫の外壁改修工事を実施する。	R7～ R12以降	1,010	消防課
基本施策9 防災体制の充実						
(2)防災体制等の充実						
総合的防災体制整備事業 (経常)			市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。 災害に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体として組織立った活動が必要不可欠である。	R4以前～ R12以降	15,575	総務課
国民保護対策事業			山陽小野田市民国民保護計画に基づき、武力攻撃などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている。	R4以前～ R12以降	40	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
総合防災訓練事業	1-(2)		災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる。なお、令和7年度は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、平成31年以降実施できていなかった実動訓練を行う必要があり、感染対策に留意した実施手法を検討する必要がある。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業	1-(2)		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、保守及び整備が必要である。	R4以前～ R12以降	9,062	総務課
防災メール配信事業			災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の1つであり、その利用促進をより一層図る必要がある。また、大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進する。	R4以前～ R12以降	1,297	総務課
防災ラジオ助成事業	1-(2)		FM山陽小野田(FMスマイルウェーブ)と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前から要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度から行っている。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業(Jアラート関係)	1-(2)		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時には、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備し、その他の地域については既存放送設備を利用したFM波連携により、災害情報伝達手段を拡充してきたが、FM波連携については実施後5年経過したことにより、老朽化や山林の繁茂により使用できない場所が発生してきた。ただちに対応するため、安定的に電波を受受信することのできるLTE網を活用したIP告知受信機に変更するもの。また、市長が、出張時に大災害に遭遇した場合、確実に指示等情報伝達が行えるよう衛星電話を整備することで、避難情報等重要事項の決定を迅速化する。また、通信インフラが断絶したときのためにスターリンク等を活用して既存の防災スマホが利用できるよう整備する。衛星電話網の構築については、能登半島地震の反省により全国的に実施されており、国においても設置を推奨している。	R4以前～ R12以降	1,438	総務課
災害対策本部等強化事業			○災害対応として、現地に職員が赴く際、作業服では市職員であることが判別しづらく、市民など第三者から識別しやすい防災服が必要だが、現在、近隣市で全職員が防災服を着用していないのは本市のみであり、速やかに改善すべき事案である。 ○対策本部を設置した場合、被害状況、活動状況、気象状況、避難所情報等多くの情報を集約し、共有することが重要となる。このようなことから、プロジェクター画面の多面化を行うことで、全ての情報を一括把握し災害対策本部員以外のすべての災害対策を行っている機関の職員も一目で情報を把握することが可能となることから、必要な資機材を配備し災害対策本部の強化を図る。また、プロジェクターは出前講座などでも使用できる。 ○近年、大雨などの被害が急増しており、夜間や土日祝日に市役所宛の緊急メールやWEB会議通知が送られてくるが、自宅等で確認ができないため、職員の私物で対応している。早急に遠隔地で対応できるノートパソコンを整備する必要がある。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山陽小野田市国土強靱化 地域計画推進事業	1-(2)		近年の災害は頻発化、激甚化が著しく、これらの大規模自然災害に備えるためには、事前防災、減災と迅速な復旧復興に資する計画が必要である。当該計画に基づき、令和3年度から山陽小野田市国土強靱化推進会議を開催し、国等の補助金、交付金事業について予算の「重点化」「要件化」を実施しているが、推進会議の中で、地域計画の推進、進捗管理及び内容の見直し等、更なる具体的な事前防災・減災に向け取り組んでいく。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災気象情報システム導入・運用事業	1-(2)	デジタル 化	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、本市は干拓地で低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
避難所の運営事業			災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護する。	R4以前～ R12以降	5	社会福祉課
避難所備蓄品整備事業			今後発生する可能性の高い南海トラフ巨大地震への対応強化として、市としても、発災直後の避難所運営に必要な食料品や生活用品等を備蓄する。年次的な調達と備蓄は、品質管理や製造・賞味期限の管理、財政的な負担の分散など、安全で効率的な備蓄を実現するために必要である。備蓄品を活用して、市民の安全と健康を確保し、災害時に迅速かつ適切な対応を図る。	R7～ R12以降	3,305	社会福祉課

(2)地域防災力の向上

防災知識普及啓発事業			市民が災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、災害に対するより正確な知識を持つことが必要である。出前講座や防災講演会などの機会を活用し、防災意識の普及啓発を図っていく	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
自主防災組織等育成事業	1-(2)	デジタル 化	自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。また、安全かつ簡単に災害体験できるVR機器を導入し、地域防災力の向上を図る。	R4以前～ R12以降	1,120	総務課
地域防災訓練事業	1-(2)		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災士育成事業	1-(2)		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する。	R4以前～ R12以降	110	総務課
避難所等整備事業			国は、能登半島地震の反省や、今後発生する可能性の高い南海トラフ巨大地震への対応強化の一つとして、各市町の避難所環境の改善を掲げており、新しい地方経済生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)を創設した。合わせて、国が最低限必要とする災害用物資・資機材の備蓄量の基準を示したため、当該交付金を活用して、備蓄量の基準に達するよう年次的に災害用物資・資機材を購入するもの。なお、令和7年度は、仮設トイレ92台、簡易ベッド358台、テント式パーティション372張、給水用コンテナ19基を購入する。	R7～ R12以降	39,569	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
防災標語コンクール実施 事業			近年、自然災害が全国各地で多発し、局地化、激甚化が著しい中で被害が拡大する傾向にあり今後もこうした自然の脅威による災害は避けることはできないと思われる。災害を未然に防ぎ、「一人ひとりが生命を守る」ために、自助、共助につながる取組として、未来を担う子ども達に標語を募集することで、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるようにすることで災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
避難確保計画推進事業			「水防法」及び「土砂災害防止法」に指定されている浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し避難訓練の実施が義務付けられている。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難体制を確保するため、管理者等に対し避難確保計画を作成させ避難訓練の実施を行うよう支援を図っていく。	R5～ R12以降	ゼロ予算	総務課
(3)市域の保全						
基幹水利施設ストックマネジメント事業(ハード)・高千帆排水機場			本施設は昭和44年に築造され、40年以上が経過したため、平成24年から令和元年にかけて施設改修を実施した。事業実施時に施設保全計画の見直しを行った結果、除塵機については令和7年以降に更新することが安価になると判明した。施設の適切な維持管理を行うために機能保全計画に沿って施設の更新を行う。	R4以前～ R12以降	2,500	農林水産課
基幹水利施設ストックマネジメント事業(沖開作・古開作・後潟排水機場)			県営事業で整備した排水機場で、すでに機能診断や保全計画を策定している施設において、年次的にストックマネジメント事業で整備する。	R4以前～ R12以降	50,000	農林水産課
刈屋漁港海岸保全施設整備事業	1-(2)		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼動しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R4以前～ R12以降	83,000	農林水産課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。	R4以前～ R12以降	5,161	農林水産課
雨水排水ポンプ場維持管理事業(臨時)			雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。 R6年度西の浜排水機場運転管理業務は個人委託を実施しているが、高齢化及び後継者不在のため今後の業務委託が困難となっている。そのため業者委託とし安定的に管理運営することで、継続的な地域の安全を担っていくことを可能とする。なお、排水機場等の運転管理業務と機器保守点検業務をあわせて委託することで効率化を図る。また、業者委託を実施することに伴い、施設維持管理を強化し、施設自体の延命化を図る。	R7～ R12以降	20,196	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業(松屋殖生)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急に改修を行う。	R4以前～ R7	2,700	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業(黒崎開作)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急に改修を行う。	R4以前～ R7	6,800	農林水産課
海岸防災事業負担金			山口県が定めた「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修し、事業負担金を支出する。 本港地区、大浜地区、東高泊地区	R4以前～ R12以降	58,400	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
自然災害防止事業負担金 (海岸)			きららビーチ焼野は、夏季シーズンを海水浴場として活用しており、利用者が安全・快適に利用できるよう養浜整備や施設更新を行う必要がある。郡・津布田海岸は波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため、土砂撤去を行い流下断面を確保する対策が必要である。 また、郡・津布田海岸の護岸については、老朽化が進み基礎部の洗掘や空洞化が見受けられるため、護岸の健全化を図ると共に、護岸のかさ上げによる高潮対策を実施する。	R4以前～ R12以降	16,000	土木課
土砂災害危険箇所整備事業(維持管理)			急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて対策工事を実施した箇所において、民家や崩壊防止施設に影響を及ぼすおそれのある雑木を伐採することで、崩壊防止施設の損傷及び災害の発生を防止する。	R4以前～ R12以降	300	土木課
急傾斜地崩壊対策事業 (県事業)			危険な急傾斜地を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市は、事業費の5%を負担金として負担する。	R4以前～ R12以降	4,000	土木課
雨水排水機場維持管理事業			山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地などが多いため過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	R4以前～ R12以降	27,562	土木課
雨水排水機場維持管理事業(臨時)			山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地などが多いため過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	R5～ R12以降	9,929	土木課
河川事務事業(経常)			市が管理する準用河川及び普通河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を行う。	R4以前～ R12以降	300	土木課
河川寄州除去事業			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R4以前～ R12以降	300	土木課
河川寄州除去事業(臨時)			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R4以前～ R12以降	300	土木課
河川事務事業(臨時)			市が管理する準用河川及び普通河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を適切に処理する。	R5～ R12以降	400	土木課
河川浚渫事業	1-(2)		市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積し河積阻害率(河道障害)が高まっている箇所がある。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、緊急に実施すべき箇所について計画的に堆積土を浚渫する。	R4以前～ R12以降	5,000	土木課
河川整備事業	1-(2)		境川は、上流の殖生山溜池にその源を発し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、未整備区間の護岸を整備し治水安全度の向上を図る。	R5～ R9	24,000	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
北竜王遊水池環境整備事業			北竜王遊水池は、北竜王排水機場の調整池であるが、長年にわたり流入土砂が堆積しており調整池としての能力を低下させている。また、アシなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈等を行う必要がある。	R4以前～ R12以降	1,800	土木課
アンダーパス排水施設整備事業			市道がJRの下を掘り下げて交差するアンダーパス部において、浸水を防止するため排水施設(排水ポンプ等)を設置している。浸水による車や人への被害を防止するために必要な排水施設であるが、設置してから長期間が経過していることから老朽化が進んでいる。そのため、排水ポンプ施設の更新を行い、施設の維持に努める。	R5～ R12以降	500	土木課
雨水排水施設維持管理事業			雨水による浸水被害を防止するため、各施設の維持管理を行う。 ・雨水渠の排水能力を維持するためスクリーンの清掃及び維持管理 ・雨水調整池の役割を持つ叶松ため池の維持管理 ・若冲雨水ポンプ場の機能を保全するため若冲遊水池の維持管理	R4以前～ R12以降	1,361	下水道課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			市内(公園通り第2排水区 245ha)における降雨時の雨水排除のため設置した若冲雨水排水ポンプ場の維持管理を行う。	R4以前～ R12以降	6,482	下水道課
砂防設備整備事業(県事業)			令和5年6月末から7月上旬にかけての梅雨前線豪雨により、溪流から土砂が流出し、周辺施設まで到達した。本溪流の下流周辺には、人家等があり、次期降雨等により土砂災害が発生するおそれが高いため、山口県が砂防設備の新設を溪流保全工として整備を行うものである。これに係る事業費の一部を負担金として山口県に支払う必要がある。	R5～ R12以降	2,000	土木課
基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進						
(1)交通安全思想の普及						
交通安全事務			交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署、交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進する。	R4以前～ R12以降	4,917	生活安全課
(2)交通安全環境の整備						
交通安全施設整備事業			市道の交通安全環境向上及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検」における対策必要箇所について、区画線、道路反射鏡、防護柵などの安全施設を整備する。	R4以前～ R12以降	6,896	土木課
道路照明整備事業			市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。	R4以前～ R12以降	1,694	土木課
街路灯整備促進事業(連続照明・経常)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)が整備されているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する必要がある。	R4以前～ R12以降	1,110	土木課
街路灯整備促進事業(連続照明・臨時)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)が整備されているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する必要がある。	R5～ R8	300	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
通学路安全対策事業	2-(1)		通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携し計画的な安全対策を実施する。 歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	R4以前～ R12以降	98,000	土木課
(3)地域防犯対策の推進						
地域防犯対策推進事業			防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。	R4以前～ R12以降	1,934	生活安全課
防犯外灯助成事業			LED灯の防犯外灯を新たな場所に設置する(新設)経費及び蛍光灯等からLED灯への取替(LED灯化促進)を含む修理経費の一部を補助することで、自治会等の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。	R4以前～ R12以降	2,000	生活安全課
防犯カメラ設置補助事業			犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。これにより、地域における不法投棄等や人目のつかない空き家、通学路等への不審者の出現等の犯罪の発生を抑制し、万が一犯罪が発生した場合においても防犯カメラの映像が早期解決の糸口となり、犯罪の発生の防止に寄与する。	R4以前～ R12以降	200	生活安全課
犯罪被害者等支援事業			犯罪被害者等の被害からの回復と被害の軽減を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向け、総合的対応窓口での相談支援や他部署と連携した総合的な支援施策を推進する。また、犯罪被害者等への見舞金を支給する。	R6～ R12以降	300	生活安全課
(4)空家等対策の推進						
特定空家等除却事業			安全・安心なまちづくりを推進するため、経年による著しい劣化や腐朽が進行し、屋根や外壁が損傷し、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家については、空家法に基づく特定空家等への措置を検討する。所有者や相続人不存在(相続人全員が相続放棄等)の特定空家等については、財産管理人制度の活用等の取組を検討する。また、略式代執行及び所有者の資力が乏しい等により費用回収が困難な特定空家等の行政代執行による除却を行う場合は、空き家対策総合支援事業補助金を活用し、市の財政負担の軽減に努める。	R4以前～ R12以降	1,200	生活安全課
空家等適正管理事務			空家法改正の方向性である空き家の「活用拡大」、「管理の確保」、「特定空家の除却」の基本方針のもと、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。	R4以前～ R12以降	1,108	生活安全課
空家等管理確保事業			一部の空き家については所有者による適切な管理がなされておらず、建物の老朽化や草木の繁茂、ごみの放置などにより、住環境の悪化をもたらしている。所有者の意識と理解の向上を図るため、適正管理のお知らせの配布や固定資産税等納税通知書に空家等対策のお知らせを同封する等、これまでの周知・啓発活動を継続する。適切に管理されていない空き家については、空家等実態調査結果をデータベース化し、随時更新することにより、空き家対策に活用し、施策の展開を図るとともに、管理不全空家等については、空家法に基づく適切な措置を検討するほか、補助金の交付により除却を促進する。 また老朽危険空家等除却促進事業について、資力が乏しい等の理由により、所有者による除却が見込めない場合に他の者が所有者に代わって除却をする場合の補助の拡充について検討する。	R4以前～ R12以降	5,645	生活安全課
空家等活用推進事業			活用されない空き家の増加は、地域コミュニティの活力低下だけでなく、周辺地域の防犯性にも悪影響を与え、住環境の悪化にもつながるおそれがある。活用可能な空き家を地域の有効な資源と捉え、空き家流通促進プラットフォームに相談することにより、流通を阻害する要因を取り除き、空き家バンクへの登録を促し、空き家の活用を促進する。	R4以前～ R12以降	2,500	生活安全課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
空家等活用促進区域活性化事業			空家法改正(R5)により市が重点的に空家等の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」として定めることが可能となった。中心市街地や地域再生の拠点など、地域の拠点となる区域において空家等が集積すると、当該地域の本来の機能を低下させてしまうおそれがあるため、空家等の分布や活用の状況等からみて、空家等の活用が必要と認める区域を空家等活用促進区域として定め、空家等の活用を通じて、地域における経済的社会的活動を促進する。	R7～ R12以降	2,153	生活安全課
(5)消費生活の安全確保						
消費者保護事業			高齢者等を中心に消費者被害が深刻化しているため、悪質商法による消費者被害の防止に努める。また、商品の適正な表示の検査や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。	R4以前～ R12以降	162	生活安全課
地方消費者行政活性化事業			国民生活センター主催の研修会への参加や法律専門家に法律助言業務を委託すること等により、消費者安全法に規定されている消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上を目指す。また、高齢者等の消費者被害を防止するために民生委員等見守りを実施する団体との連携を強化する。交付金等を活用して整備した体制を今後も維持・推進する。	R4以前～ R12以降	8,675	生活安全課
消費者安全確保地域協議会設置事業			高齢者等は、悪質商法の標的とされやすく、消費者被害が認識されにくい状況にある。平成26年の消費者安全法改正により、地方公共団体は地域で活動する様々な団体や個人を構成員とした消費者安全確保地域協議会を設置し、消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等の取組を行うことができることとされている。高齢者等の消費者被害を防止するため、国及び県から設置を求められている地域見守りネットワークとして、令和4年12月に消費者安全確保地域協議会を設置した。	R4以前～ R12以降	12	生活安全課
基本施策11 地域づくりの推進						
(1)持続可能な地域づくりの推進						
地域運営組織推進事業	1-(1)	スマエジ	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区の運営組織に対する財政的支援・人的支援を実施する。 【地域づくり交付金交付事業】 地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対し交付する。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R4以前～ R12以降	28,637	市民活動推進課
集落支援員設置事業	1-(1)		集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市では、「地域づくり支援員」として、各地区の運営組織の会計や広報活動等の事務局機能、地域課題の把握、また、地域住民の話し合いの場の設定といった役割を担う。 組織設立後の支援員の役割は、協議会の事務局機能(会計含む)及び関係機関との中間支援機能の業務を遂行していくこととなるが、各協議会の多岐にわたる分野の事業支援、組織内の各部会、各種団体や人の対応、会議資料の作成、会議・事業への参加など大幅な業務量の増加となる。 R7年度以降は、現状各地区1名(週3日勤務)の支援員に対して1名(週2日勤務)増員、又は1名(週5日勤務)とし、各地区地域交流センターに配置し業務量の増加に対応する。	R5～ R12以降	39,008	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)市民活動の支援						
ふるさとづくり推進事業		スマエジ	市ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 R6年度から、校区ふるさとづくり協議会補助金及びほたる飼育管理助成金は、「地域づくり交付金(一括交付金)」に統合された。	R4以前～ R12以降	718	市民活動推進課
コミュニティ活動助成事業 (臨時)			地域社会の活性化のため、コミュニティ助成事業を活用し、地域コミュニティ団体の活動を支援する。 【実施主体】 コミュニティ助成事業：(一財)自治総合センター ■R7.6月補正:コミュニティ助成事業 赤崎ふるさとづくり協議会:2,100千円、高泊地区運営協議会:1,400千円	R4以前～ R12以降	3,500	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業		スマエジ	各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業 ■補助対象事業 若山公園さくらまつり、竜王山公園桜まつり、江汐公園つつじまつり、復活!住吉まつり、寝太郎の里ほたるまつり、やけの美タフェスタ、埴生ぎおんふるさと祭り、山陽小野田Smileジュニア☆フェスタ、ふるさと凧あげフェスティバル、I Love Sanyo-onoda	R4以前～ R12以降	2,260	市民活動推進課
自治会組織活性化事業		スマエジ	地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。単位自治会への広報紙等の文書配布については、市広報紙の発行回数、令和5年5月より、これまでの月2回から月1回に変更されたことにあわせて、自治会の自治会便にかかる業務軽減を目的に月2回から月1回に変更した。また、地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R4以前～ R12以降	64,406	市民活動推進課
自治会館建設補助事業			地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助することで、地域住民の交流の場として利用を促進し、地域社会の発展と福祉の向上を図る。 ○補助対象・限度額:建設 600万円、修理 60万円、増築・改築 180万円、用地取得 330万円 それぞれ補助率1/2 ●R7年度計画:要望書の提出があった5件うち、緊急性等を鑑み、補助する自治会を決定する。	R4以前～ R12以降	2,000	市民活動推進課
市民活動センター推進事業(経常)	1-(1)		LABV事業による新施設(アスクエア)に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的に設置した山陽小野田市民活動センターを拠点とし、市民活動の推進を図る。 ○名 称 山陽小野田市民活動センター ○位 置 山陽小野田市中央二丁目3番1号(LABV事業による新施設(アスクエア)内) ○施設内容 交流ホール、会議室(1～5)、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等 ○供用開始日 令和6年4月1日 ○施設管理・運営 指定管理者(アクティオ株式会社)	R6～ R12以降	68,129	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(3)地域の拠点づくりの推進						
社会教育士育成事業	1-(1)	スマエジ	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を 実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体 のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的 人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取 得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R7年度取得予定人数:1人 (取得人数/R4年度:2人(一部 科目履修)、R5年度:1人、R6年度:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4以前～ R8	345	市民活動推 進課
本山地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	8,824	市民活動推 進課
赤崎地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	9,487	市民活動推 進課
須恵地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	7,621	市民活動推 進課
小野田地域交流センター 管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向 けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	347	市民活動推 進課
高泊地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	6,823	市民活動推 進課
高千帆地域交流センター 管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向 けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	7,575	市民活動推 進課
高千帆地域交流センター 分館管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4以前～ R12以降	7,616	市民活動推 進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
有帆地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	8,443	市民活動推進課
厚狭地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	476	市民活動推進課
出合地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	6,414	市民活動推進課
厚陽地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	6,265	市民活動推進課
埴生地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	8,927	市民活動推進課
地域交流センター管理運営事業	1-(1)		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。 各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場であるセンター長会議を開催する。	R4以前～ R12以降	6,319	市民活動推進課
地域交流センター整備事業			令和4年4月1日から各地区の公民館(福祉会館)を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための地域の拠点として「地域交流センター」を設置した。 様々な地域活動及び生涯学習の拠点として、施設に必要な改修や環境改善整備を計画的に行うことで、だれもが利用しやすい地域交流センターを目指す。 R4年度:旧福祉会館の風呂廃止等に伴う水道管減径(7センチ) R5年度:施設改善のための修繕・備品購入等、スロープの手すり設置 R6年度:老朽化した机の更新(須恵・有帆)、消防設備修繕(高千帆分館) R7年度:消防設備修繕(高千帆)	R4以前～ R12以降	788	市民活動推進課
地域交流センター施設空調機更新事業			老朽化した地域交流センター空調設備について、20年を目途に計画的に更新していく予定としているが、近年の猛暑等の影響により、エアコンの故障が多発している。 R7年度は、老朽化の著しい須恵、高泊の一部の機器を更新する。 (須恵)2室…交流室1、2 (高泊)1室…事務室 R8年度以降は、高千帆分館及び本山の交流室をはじめ、機器の状況を踏まえて年次的に更新する。	R4以前～ R12以降	3,520	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(4)中山間地域の活性化						
地域おこし協力隊受入事業	3-(1)		中山間地域では、住民の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増大、集落機能の低下が著しい地域がある。地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材を育成、確保していく中で、地域課題を解決するための施策を推進し地域住民を主体とした持続可能な中山間地域を目指す。その手法として地域おこし協力隊を設置する。なお、予算の内訳としては令和4年度に川上地域での地域おこし協力隊に応募され、令和5年度に着任された方1名の活動費を令和7年度まで、令和8年度は令和7年度に募集・令和8年度着任とした地域おこし協力隊(仮)の予算を計上する。(農業を主体として活動される方を令和7年度募集予定である。)	R4以前～ R12以降	5,833	地域活性化室
中山間地域づくり推進事業 (経常)			中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少、高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材の育成・確保など、地域の課題解決のための施策を推進し、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域の活性化を図る。	R4以前～ R12以降	54	地域活性化室
基本施策12 人権尊重のまちづくり						
(1)人権教育・啓発の推進						
人権啓発等推進事業			人権啓発活動地方委託事業である、「人権の花運動」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」、「人権講座」を実施し、様々な対象者に対して人権啓発を図る。 また、人権啓発担当職員の資質向上のため、県主催人権ふれあいフェスティバルや人権関係団体主催の研修会に参加する。	R4以前～ R12以降	571	市民活動推進課
福祉援護資金貸付金償還事業			同福祉援護資金貸付金の償還額を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。	R4以前～ R12以降	620	市民活動推進課
人権教育推進事業			人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進する。 ①地域・企業における人権教育の推進 ②人権啓発作品の募集 ③企業人権教育情報交換会の開催 ④人権尊重のための学習機会の充実など。	R4以前～ R12以降	179	社会教育課
平和教育推進事業			平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組みを進めていく。 近年は、戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞くことで、平和の尊さについて考える場としている。	R4以前～ R12以降	118	社会教育課
人権教育推進協議会事業			地区自治会・校長会・PTA連合会・保護司会・子ども会・人権擁護委員・連合女性会等で構成する人権教育推進協議会を設置し、年3回程度開催して、主に①今年度の人権教育推進計画、②人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ、③次年度への課題、④人権課題などを協議する。	R4以前～ R12以降	228	社会教育課
(2)人権擁護体制の充実						
人権相談事業			人権相談については、人権擁護委員による「特設人権相談所」を毎月2回開設するとともに、10人の人権擁護委員が相談窓口となっている。 また、社会情勢が激しく変化する中、人権を取り巻く状況も複雑化、多様化しており、人権に関する相談が多くなっていることから、人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、庁内関係課や人権擁護委員、法務局ほか関係機関との連携を図る。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
DV相談事業			複雑・多様化する配偶者等からの暴力の被害者に関する様々な相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うため、令和3年度から「女性相談支援員(旧DV相談員)」を設置している。 女性相談支援員には専門的な知識が必要であることから、知識の習得と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に積極的に参加する必要がある。 また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組むとともに、「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、関係機関との情報の共有を図る。	R4以前～ R12以降	3,852	市民活動推進課
人権擁護活動推進事業			基本的人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。	R4以前～ R12以降	215	市民活動推進課
(3)男女共同参画社会の推進						
男女共同参画推進事業			○男女共同参画プランに基づく事業の推進 第4次さんようおのだ男女共同参画プラン(計画期間: R5～R8)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施する。 ○山陽小野田市男女共同参画審議会の開催 男女共同参画審議会を開催し、市が行った事業の検証や意見を取り入れPDCAサイクルを回していく。 ○男女共同参画の日記念事業の実施 10月1日の男女共同参画の日に関連した講座や啓発イベント等を開催する。 ○男女共同参画啓発パンフレットの作成 男女共同参画推進の啓発を目的としたパンフレットを作成する。	R4以前～ R12以降	519	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業		スマエジ	女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R4以前～ R12以降	176	市民活動推進課
男女共同参画プラン(第5次改定)策定事業			第2次総合計画との整合性を図りながら、令和5年3月に男女共同参画プラン(第4次改定版)を策定した。その後も4年ごとに国内外の動向や社会情勢の変化を考慮して計画を策定する。	R4以前～ R12以降	322	市民活動推進課
基本施策13 自然環境の保全・循環型社会の形成						
(1)リサイクルの推進						
リサイクル活動支援事業			エコ・ライフの普及啓発に取り組み、リサイクル活動をはじめとする循環型社会の形成を促進するため、資源ごみの再利用を推進した団体に対して奨励金を交付する。	R4以前～ R12以降	720	環境課
生ごみ処理容器購入補助事業			一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ごみ処理容器1基につき1,500円、ダンボールコンポスト500円、電動式生ごみ処理機2万円である。	R4以前～ R12以降	165	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)地球温暖化対策の推進						
環境展開催事業			おのだサンパークを会場として、6月上旬に環境展を開催し、市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示等を行っている。	R4以前～ R12以降	298	環境課
山陽小野田市率先実行計画推進事業			「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市及び市職員が市の事務事業に関し、環境保全に向けた取組を率先して実行するための行動指針として定めた山陽小野田市率先実行計画に従い、日常業務の中での省資源・省エネルギーやごみの減量・リサイクルなど、環境への負荷を低減するための取り組みを推進する。	R4以前～ R12以降	22	環境課
山陽小野田市省エネルギー推進事業			山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る。	R4以前～ R12以降	31	環境課
山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会事業			地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う。	R4以前～ R12以降	130	環境課
GX推進事業			本市におけるGXを推進することにより、産・官・学・民が協力して地域のカーボンニュートラルの実現を目指す。	R6～ R12以降	108	環境課
環境白書作成事業			本市の環境保全施策に関する実施事業や調査結果を3年に1度取りまとめ、公表している。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	環境課
環境調査センター廃止関係事業			環境調査センターの廃止に伴い、土壤汚染対策法に基づく土壤調査や医薬品等の処分を行う。	R7～	14,734	環境課
(3)環境・公害監視の推進						
大気汚染物質測定用機維持整備事業			大気汚染の状況を把握するために市内2箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用のゲージの取替えなどの定期的な修繕を行う。	R4以前～ R12以降	165	環境課
環境・公害監視事業			市内協定締結企業を中心に工場からの大気・水質・騒音及び振動について調査している。また、市内の大気や水質等の状況についても環境基準の適合状況を調査している。	R4以前～ R12以降	3,617	環境課
環境・公害監視事業(環境保全)(臨時分)			環境基準や水質汚濁防止法、企業との環境保全協定の協定値等の超過を監視することにより、快適で良好な生活環境の保全、確保に努める。	R7～	17,385	環境課
環境審議会事業			工場の新增設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得たうえで市が承認する。	R4以前～ R12以降	288	環境課
環境保全協定及び事前協議に関する事業			企業と環境保全協定を締結し、工場の新增設の際は、協定に基づく事前協議により環境への負荷をチェックする。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	環境課
相談・苦情処理事業			公害に関する苦情処理件数は、年間50件程度に及ぶ。内訳は、野焼きを含む大気汚染が30件程度で最も多く、死魚事件など水質汚濁がそれに次ぐ。騒音や悪臭の苦情もあり、苦情があれば、現地を確認し、迅速な対応を行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(4)環境美化・生活衛生の向上						
ごみ収納箱設置支援事業			本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ収納箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%(上限30,000円)。	R4以前～ R12以降	1,000	環境課
狂犬病予防、犬・猫保護等 関連事業			狂犬病は人間にも感染し、死亡率が非常に高い病気で、蔓延を予防するために狂犬病予防法が制定され、犬には年1回の予防接種が義務付けられているので、市内各所で予防注射を実施している。	R4以前～ R12以降	131	環境課
動物等死体回収業務委託 事業			令和5年9月から、公共施設、道路等で発見された動物等死体回収業務を民間委託している。動物の死体回収件数は年々増加傾向にあり、昼夜・休日を問わず回収の依頼が入ることや、死体回収という精神的負担が大きいため、民間委託し、職員の労働環境の改善を図る。	R5～ R12以降	1,650	環境課
飼い主のいない猫の不妊・ 去勢手術費補助事業			環境省発行の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術の推進が推奨されている。年々増加する飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図るため、市民が率先して行う飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術費用の補助を行う。(雄5,000円、雌10,000円)	R5～ R12以降	2,200	環境課
環境美化向上事業			市民に対して、ごみ問題に関する意識の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。	R4以前～ R12以降	468	環境課
アダプトプログラム事業			本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの処理を行う。また、参加者の保険加入も行っている。	R4以前～ R12以降	242	環境課
放置自動車処理事業			放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。	R4以前～ R12以降	20	環境課
生活衛生向上事業			公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満宮と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理している。	R4以前～ R12以降	245	環境課
公衆便所解体事業			公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満宮と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理しているが、衛生上、防犯上支障を来しており、老朽化に伴い解体事業を進めていく。	R7～ R9	377	環境課
埋火葬関連事業			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。山陽小野田市斎場は、令和元年7月1日から供用開始し、指定管理者による運営が行われている。	R4以前～ R12以降	40,741	環境課
埋火葬関連事業(臨時分)			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。山陽小野田市斎場は、令和元年7月1日から供用開始し、指定管理者による運営が行われているが、火葬炉の長寿命化を目的とした予防保全方式による定期的な修繕については、火葬炉設備修繕年次計画書に基づき、市が実施する。	R4以前～ R12以降	6,600	環境課
霊園管理整備事業			市営墓地の経営者として、年間を通して草刈や立木の伐採などを中心に維持管理を行っていく。特に小野田霊園については、69,591㎡と広大である。	R4以前～ R12以降	2,093	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(5) 一般廃棄物処理の推進						
最終処分場維持整備事業			残余量が減少しつつある最終処分場(小野田・山陽)について、残余量の測量及び延命化事業の実施を行う。特に山陽処分場は、平成30年7月豪雨により法面が崩落し、復旧工事は行ったが再発の可能性も否定できないことから、なるべく早い時期に閉鎖すべき状況にある。 廃棄物処理法施行規則第3条第2項により、維持管理に関する計画に係る事項があり、最終処分場の管理者は、廃棄物処理法第9条の3第5項に基づき、維持管理を行い、一般廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準に基づき水質管理を行う必要がある。	R5～ R12以降	8,946	環境課
一般廃棄物(ごみ)処理事業			一般廃棄物(ごみ)処理事業	R4以前～ R12以降	153,327	環境課
焼却灰セメント原料化事業			県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼却灰(主灰及び飛灰)のセメント原料化を行う。	R4以前～ R12以降	100,737	環境課
環境衛生センター長期(包括)運転管理事業			環境衛生センター(ごみ焼却施設)の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して委託する長期包括方式を導入する。契約期間は8年間。	R4以前～ R12以降	469,270	環境課
一般廃棄物(ごみ)処理事業(臨時分)			・国の最低賃金及び厚生労働省も工賃向上計画推進の基本指針等に基づき、あけぼの会から、賃金増額要求する。 ・山陽地区一般廃棄物(燃やせるごみ)収集運搬業務について、労務費及び物価高騰に伴い委託料を増額する。 ・【6月補正】空かん圧縮機の老朽化により、機器が停止し減容ができないため、フレコンバックに手詰めしている。本業務に多くの職員の手が必要であり、本来の業務ができない。よって、空かん圧縮機の更新を行う。	R4以前～ R12以降	122,196	環境課
一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託事業			環境衛生センターの人員体制について、技能労務職員の退職不補充に対し、会計年度任用職員による人員補充を行っているが、収集業務に従事する職員数は会計年度任用職員が半数をすでに超えており、技能労務職員の収集車両運転手については今後充足できない状況が懸念される。安定的な収集・処理体制を維持するため、環境衛生センターの収集業務等について、段階的に民間委託を導入する。	R5～ R12以降	71,757	環境課
小野田浄化センター維持整備事業			小野田浄化センターは、し尿と浄化槽汚泥を処理する施設であり、安定稼働が求められている。 設備機器等に不具合等が発生した場合は、処理に支障が生じないよう、速やかに修繕しなければならない。	R4以前～ R12以降	3,000	環境課
小野田浄化センター定期整備事業			小野田浄化センターは稼働開始から35年が経過し、経年劣化の進行が深刻な状態になっている。 現在、小野田浄化センターを下水投入施設として新設する事業を並行して行っているが、現施設が稼働している限り、し尿と浄化槽汚泥の処理をしなければならないため、適切に設備の更新、分解整備、修繕等を行い、安定稼働を維持する。	R4以前～ R12以降	13,850	環境課
小野田浄化センター法定検査実施事業			「クレーン等安全規則」、「フロン排出抑制法」に基づき、専門業者による設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	R4以前～ R12以降	1,912	環境課
小野田浄化センター脱水汚泥搬送業務事業			小野田浄化センターの処理工程で発生した、脱水汚泥及び脱水し渣を環境衛生センターで中間処理するため、搬送業務を委託する。	R4以前～ R12以降	3,828	環境課
一般廃棄物(し尿等)処理事業			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令に従い、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分を行う。 「水質汚濁防止法」及びその関係法令で定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、設備の点検整備や修繕及び物品の調達等の維持管理業務を行う。	R4以前～ R12以降	59,165	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田浄化センター運転 管理業務委託事業			許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び 清掃に関する法律に従い処理・処分を行う。 水質汚濁防止法及び関係法令が定める規制基準値を遵守し た処理水を排出できるよう、設備の運転及び維持管理、設備機 器のメンテナンス等を専門業者に委託する。	R4以前～ R12以降	74,134	環境課
山陽地区一般廃棄物(し尿 等)処理事業			山陽地区で発生するし尿及び浄化槽汚泥を許可業者が収 集・運搬し山陽中継所より小野田浄化センターへ搬送する。	R4以前～ R12以降	3,489	環境課
小野田浄化センター施設 整備事業			小野田浄化センター(し尿処理施設)の老朽化に伴い、手法と して総合的に優れている下水道との共同処理を行う「し尿受入 施設」の整備を進めることで、し尿の安定的な処理の継続を図 る。この事業は下水道課との共同事業になるとともに、予算に についても下水道会計での計上が必要であることから、施設整備 及び維持管理に係る費用をし尿処理負担金として下水道会計 に支払うものとする。 令和7年度は、試験投入に向けて仮設管敷設工事の詳細設計 を行うとともに、先行して試験的に部分投入を行うため、し尿及 び浄化槽汚泥を投入した流入水の水質を調査する分析費を計 上する。	R4以前～ R12以降	9,473	環境課
山陽地区一般廃棄物(し尿 等)処理事業(臨時分)			山陽地区し尿等搬送業務委託について、労務費及び物価高騰 に伴い委託料を増額する。	R4以前～ R12以降	25,605	環境課
水質分析事業			環境調査センターの閉鎖に伴い、以下のとおり水質分析業務 を委託する。 試 料:放流水、搬入し尿、搬入浄化槽汚泥 検査項目(搬入し尿及び浄化槽汚泥) ・PH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、塩化物イオン(年4回) (放流水) ・PH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、塩化物イオン、大腸菌数 (年12回) ・水質汚濁防止法第2条第2項第1号の政令で定める物質(年 1回) ・水質汚濁防止法第2条第2項第2号の政令で定める物質(年 1回)	R7～	899	環境課
(6)森林・里山環境の保全						
生活環境保全林整備事業			菩提寺山市民の森の維持管理を行うとともに、給水施設保守 管理、清掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を実施する。	R4以前～ R12以降	3,427	農林水産課
環境保全型農業推進事業			地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動 に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加 的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全 機能を一層発揮させるため、10aあたり12千円の補助金を交付 する。	R4以前～ R12以降	123	農林水産課
多面的機能推進事業			担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全 体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地 の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業 環境を改善を図る。	R4以前～ R12以降	54,983	農林水産課
中山間地域等直接支払交 付事業			中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動 や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としている。 現在2地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道 等の維持・管理活動を図る。 第六期対策期間(令和7年度～11年度・5カ年)	R4以前～ R12以降	1,326	農林水産課
市民農園管理運営事業			一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことがで きよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、 都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩:44区 画(1区画:25㎡)・高栄:45区画(同:30㎡)・沓山田:26区画 (同:26㎡)。使用料:3,000円/区画・年	R4以前～ R12以降	344	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策14 国際交流・地域間交流の推進						
(1)国際交流・地域間交流の推進						
国際交流推進事業			本市における国際交流に関わる関係機関・団体で組織する市国際交流協会の財政支援・人的支援を行うことで、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。	R4以前～ R12以降	358	市民活動推進課
中学生海外派遣事業			本市とモートンベイ市は、R4年8月に姉妹都市提携30周年を迎え、新たに友好都市として協定を締結した。両市は、今後も学生の海外派遣等による交流を深めることを誓い、これを契機に友好関係を強化していく。 親善大使として中学生をモートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。 新型コロナウイルス感染症対策のため、R2年度からR4年度までの3年間は派遣事業を中止したが、R5年度に4年ぶりに実施した。派遣生徒の経験を生かし、モートンベイ市と派遣生徒以外の生徒の交流をインターネット等を活用して実施し、派遣生徒以外の生徒の人材育成にも繋がる取組を実施する。	R4以前～ R12以降	4,131	市民活動推進課
友好都市交流推進事業			本市は、R4年8月にモートンベイ市との姉妹都市提携30周年を迎え、新たに友好都市として協定を締結した。 令和6年度については、モートンベイ市・山陽小野田市オンライン市長会談の実施に加え、レッドクリフステートハイスクールからの高校生(21名)が修学旅行のプログラムで本市に訪し、市内の中高生と交流した。さらに、モートンベイ市長含め、4名が本市に10月3日から4日間来訪され、市内小学校での給食体験や中学生海外派遣事業報告会への出席、山口東京理科大学とのミーティングなどを実施した。 令和7年度は、本市から市長等による、モートンベイ市への訪問が予定されており、さらなる友好都市間交流の充実を図る。また、両市の交流に関する情報発信について、市ホームページ等を活用し、積極的な情報発信に取り組む。	R6～ R12以降	4,665	市民活動推進課
(2)多文化共生の推進						
多文化共生推進事業		スマエジ	本市における外国人の人口は、R6.9月末時点で909人となっており、年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。 本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R6年度からは市が実施主体となり、市国際交流協会に委託することで、持続可能で安定的な日本語教室の運営を目指している。	R4以前～ R12以降	1,157	市民活動推進課
基本施策15 シティセールス・移住定住の推進						
(1)シティセールスの推進						
シティセールス推進事業	3ー(1)	スマエジ	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R4以前～ R12以降	492	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	3ー(1)	スマエジ	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和5年度以降においては、より市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R4以前～ R12以降	5,000	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
シビックプライドアドバイザー活用事業			活力と笑顔あふれるまちの実現に向けて、シティセールス推進指針に基づく諸施策を戦略的かつ効果的に推進する上で、シビックプライド等に関し、専門的視点から意見や助言を得るため、シビックプライドアドバイザーを設置し、活用を図る。	R4以前～ R12以降	90	シティセールス課
わがまちの魅力発信事業	3ー(1)		レノファ山口の試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加、サポート寄附金の確保を図る。PRは、本市を知っていただく貴重な機会であるとともに、特産品や体験型のチケット、市内レストランの食事券などを景品としたガラポン抽選会などを実施している。	R4以前～ R12以降	80	シティセールス課
シティセールスガイドブック作成事業			本市の魅力や住みよさを市内外にPRするため、令和2年1月、シティセールスガイドブック「SO smile」を作成した(4,000部、B5横型28ページ)。市役所、各支所などの公共施設への設置やホームページに掲載するとともに、山口宇部空港、東京や大阪などの県移住相談窓口、商業施設や住宅展示場、不動産会社等にも配布している。また、本市への転入時に配布したり、移住フェア等で配布するなどして、本市の魅力や住みよさをPRしている。毎年度、課名の変更や施設名称の修正等を行い、内容を最新の状態にして増刷を行っている。	R4以前～ R12以降	1,149	シティセールス課
スマイルプランナー運営事業	2ー(3)	スマエジ	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R4以前～ R12以降	435	シティセールス課
地域おこし協力隊によるスマイルシティ魅力発信事業			シティセールス課が抱える課題の一つとして、全国的な観点からみて本市の知名度の低さが挙げられる。これまで以上に交流人口や関係人口、移住・定住者を増やし、更なる活性化を図るためには、まず本市のことを知ってもらうことが第一であり、そのためには、本市の魅力を様々な分野から発信を行い、知名度を上げていくことが必要不可欠である。 その課題の解決策として、地域おこし協力隊の制度を活用し、令和6年4月1日から地域おこし協力隊員として委嘱した、シンガーソングライターでありスペシャルスマイルプランナーの西広ショータさんと市が協力し合い、様々な媒体を活用して情報発信を行うことで、本市の知名度の向上を加速させる。	R7～ R8	6,600	シティセールス課
(2)移住・定住の推進						
転入奨励金交付事業			定住人口の増加による市の活性化を目的として、「山陽小野田市転入促進条例」に基づいて、転入して住宅を取得した方に対して、取得した住宅の家屋部分の固定資産税相当額を転入奨励金として5年間交付する。 令和4年3月議会にて廃止条例を提出。原則、R4.12/31 までの住宅取得者 又は転入者を、最後の新規交付対象者とする。令和7年度が最後の新規交付の受付となり、令和11年度ですべての交付が終了する。	R4以前～ R12以降	15,954	シティセールス課
UJIターン推進・支援事業	3ー(1)		UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者を増やす。「山口県央連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。スマイルシティ・ライフ体験事業により配置した移住支援員も移住フェアに同行してもらい、移住相談からお試し暮らしへとつなげていく。	R4以前～ R12以降	750	シティセールス課
移住就業・創業支援事業			東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、一定の条件を満たす移住者に移住支援金を交付する。更に、山口県と協力し、移住元を大都市圏(愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県)とした移住支援金、市独自にIT人材を対象とした移住支援金を創設し制度を拡充している。令和6年度は国においても東京圏の大学生が県内企業に就職した場合に地方就職学生制度も創設された。	R4以前～ R12以降	12,166	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
移住定住プロモーション事業	3-(1)		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に開設した移住定住情報ポータルサイトの運用・保守を行うもの。また、移住検討者に配布するリーフレットを作成する。	R4以前～ R12以降	1,325	シティセールス課
スマイルシティ・ライフ体験事業	3-(1)		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。専門業者へ委託し、移住支援員を配置することによって移住に係る相談対応や情報発信、お試し暮らしの利用支援、移住検討者向けオンラインセミナーを実施する。また、移住支援員を最大限活用するため、県外の移住フェアでの移住支援員による相談対応も実施することとし、移住フェア相談対応業務を別途契約する。	R4以前～ R12以降	9,914	シティセールス課
地域おこし協力隊募集・受入事業	3-(1)		「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度。隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。	R5～ R12以降	11,183	シティセールス課